

# 外国人技能実習生受入状況調査（2023年度）の結果について

## 1. 調査概要

- (1) 調査期間 2023年8月23日 ~ 9月8日
- (2) 調査対象企業 2023年度に実施したサプライチェーン満足度調査（SCS）アンケートにおいて、「自社で外国人技能実習生※を雇用している」と回答した523社  
※当社の作業所での就労とは限らない
- (3) 調査目的 サプライチェーンにおける、外国人技能実習生の雇用状況や労働条件・労働安全衛生などに関する人権侵害リスクの実態把握をする。  
また、調査後、是正や改善が求められる事項については人権リスクの予防・軽減を図る。
- (4) 調査方法 アンケート、および必要に応じてアンケート結果を基にしたヒアリングを実施

## 2. アンケート結果

- (1) 回答企業数 523社
- (2) アンケート設問数 38問
- (3) 外国人技能実習生数 5,257人
- (4) 外国人技能実習生の国籍と職種

受入外国人外国人技能実習生5,257人の国籍内訳

| 国籍     | 人数    | 割合  |
|--------|-------|-----|
| ベトナム   | 2689人 | 51% |
| フィリピン  | 620人  | 12% |
| インドネシア | 848人  | 16% |
| ミャンマー  | 372人  | 7%  |
| 中国     | 176人  | 4%  |
| その他    | 552人  | 10% |

受入外国人外国人技能実習生5,257人の職種内訳

| 職種      | 人数    | 割合  |
|---------|-------|-----|
| 鉄筋施工    | 591人  | 11% |
| 溶接      | 490人  | 9%  |
| 型枠施工    | 237人  | 5%  |
| とび      | 744人  | 14% |
| 建設機械施工  | 339人  | 6%  |
| 鉄工      | 295人  | 6%  |
| 左官      | 104人  | 2%  |
| 塗装      | 148人  | 3%  |
| 内装仕上げ施工 | 560人  | 11% |
| その他     | 1752人 | 33% |

## (5) 評価、課題、方策

設問5 給与明細には、勤怠記録を正しく計算した給料（残業代、手当含む）が外国人技能実習生の理解できる言語で示されている。

→ 給与明細は外国人技能実習生の理解できる言語で明記することを指導していく。

設問19 技能実習中に失踪した実習生はいない。

→ 失踪理由については取引先へヒアリングを行い、作業所等の環境に関係ないことを確認している。

設問38 外国人技能実習生について建設キャリアアップシステムの技能者登録を行っている。

→ 外国人技能実習生の建設キャリアアップシステムの技能者登録については、今後とも入場時にチェック・指導していく。

## 【アンケート項目および回答状況】 青字：優先して是正改善が求められる項目

| No | 設問  | 回答率<br>(はい) |
|----|---|-------------|
| 1  | 外国人技能実習生の月の時間外労働は法定労働時間（原則、月 45 時間、年間 360 時間）を超えていない。                           | 99%         |
| 2  | 外国人技能実習生に適切な休憩時間、法定の休日・休暇（1回/週、または4回以上/月）を与えている。                                | 99%         |
| 3  | 外国人技能実習生が、休暇の申し出や残業を断ることに制限はない。   | 99%         |
| 4  | 時間外労働や休日出勤をした場合、割増賃金は適正に支払われている。  | 99%         |
| 5  | 給与明細には、勤怠記録を正しく計算した給料（残業代、手当含む）が、外国人技能実習生の理解できる言語で示されている。                       | 91%         |
| 6  | 外国人技能実習生の最低賃金は都道府県毎に定められた最低賃金を下回っていない。  | 99%         |
| 7  | 外国人技能実習生の賃金は同等の技能を有する日本人従業員の賃金との差がない。   | 95%         |
| 8  | 外国人技能実習生の賃金支払いについて、月給制(“日給月給”を含まない)を採用し安定した支給を行っている。                            | 94%         |
| 9  | 賃金の不払いや遅延は発生していない。  | 99%         |
| 10 | 外国人技能実習生の契約書・条件通知書には、給与の控除項目（例：家賃、水道光熱費、技能実習生が負担する費用など）がすべて明記されている。             | 99%         |
| 11 | 外国人技能実習生に対し、労働組合への参加妨害や、労働組合の結成・相談をしたことによる解雇等は発生していない。                          | 99%         |
| 12 | 外国人技能実習生のパスポートや在留カード等の身分証明書の原本を預かり、保管することをしていない。                                | 100%        |
| 13 | 外国人技能実習生の預通帳、印鑑を預かり、保管することをしていない。   | 100%        |
| 14 | 外国人技能実習生の携帯電話やスマートフォン等を預かり、保管することをしていない。  | 100%        |
| 15 | 外国人技能実習生の外出やその他の私生活の自由（来客との面会等）を制限していない。  | 99%         |
| 16 | 火事や交通事故など、警察（110）、消防・救急（119）等の緊急連絡先と通報の仕方を外国人技能実習生へ周知している。                      | 99%         |
| 17 | 外国人技能実習生の理解できる言語で相談できる窓口やホットライン（外国人技能実習機構母国語相談センター等）を、全員へ周知している。                | 97%         |
| 18 | 技能実習中の事件・事故（墜落や切断等の業務災害、通勤災害）は発していない。   | 96%         |
| 19 | 技能実習中に失踪した実習生はいない。  | 76%         |
| 20 | 外国人技能実習生の失踪等、実習中の事件・事故についての対応手順を定めている。  | 93%         |
| 21 | 現場の作業内容や、保護具・危険な機械の取り扱い等の安全対策について、外国人技能実習生の理解できる言語で説明している。（雇用時、作業内容変更時、配置転換時など） | 98%         |
| 22 | 作業着、安全帯、安全靴など労働安全衛生に関する必需品を無償で支給または貸与している。                                      | 99%         |
| 23 | 雇用時の健康診断、年1回以上の定期健康診断を実施している。   | 100%        |
| 24 | 外国人技能実習生の宿舎に適当かつ十分な消火設備が設置されており、使用方法は周知されている。                                   | 98%         |
| 25 | 寝室は床の間・押入を除き、1人あたり4.5㎡以上を確保し、個人別の私物用収納設備、室面積の1/7以上の有効採光面積を有する窓、冷暖房設備を設けている。     | 99%         |
| 26 | 技能実習計画は正しく説明され、採用の途中で差し替えられることなく、実際の実習内容と整合している。                                | 100%        |
| 27 | 在留カードと指定書に記載した、建設業に従事させる業務と合致した作業に従事させている。                                      | 99%         |
| 28 | 実習計画で定めた技能実習責任者や技能実習指導員などを選任のうえ、適切に配置し業務を遂行しているか。                               | 99%         |
| 29 | 外国人技能実習生の雇用契約書・雇用条件書には、理解できる言語を併記している。  | 99%         |
| 30 | 技能実習法で規定されている帰国費用は、会社または監理団体に負担している。  | 99%         |
| 31 | 外国人技能実習生から保証金等を徴収していない。   | 100%        |
| 32 | 送出し機関や監理団体から保証金等を徴収されていないか、外国人技能実習生に確認している。                                     | 98%         |
| 33 | 監理団体に支払う監理費を実習生に直接的、間接的に負担させていない。   | 100%        |
| 34 | 技能実習に係る契約の不履行について違約金や損害賠償を定めるなど不当な契約を締結していない。                                   | 100%        |
| 35 | 外国人技能実習生をプライベートでの動や作業所におけるルール違反などにより解雇したことはない。                                  | 98%         |
| 36 | 外国人技能実習生を雇用する際に、送り出し機関と国内の監理団体が政府の許認可を受けているか確認している。                             | 99%         |
| 37 | 外国人技能実習生の送り出し機関や監理団体に不正行為があった場合の対応手順（相談先、変更する場合の手順等）を定めている。                     | 93%         |
| 38 | 外国人技能実習生について建設キャリアアップシステムの技能者登録を行っている。  | 89%         |